

○豊島区建設工事等の契約に係る競争入札の参加に関する要綱

平成22年 6 月22日

総務部長決定

改正平成22年10月15日

令和5年6月27日

令和7年9月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び政令第167条の11第2項の規定に基づき、競争入札に参加する者の資格として契約の種類及び金額に応じた要件を定めるにあたり、豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準（平成22年6月16日総務部長決定。以下「基準」という。）により区内の事業者として取扱いされた事業者及び区外業者に対する競争入札参加資格の要件その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、基準で使用する用語の例による。

- 2 この要綱における「競争入札」とは、政令第167条の5の2に規定する一般競争入札（条件付一般競争入札）及び政令第167条の11第3項により準用される指名競争入札（公募型指名競争入札）をいう。
- 3 前項の競争入札のうち、予定価格1千万円以上の案件は一般競争入札（条件付一般競争入札）とし、予定価格250万円以上1千万円未満の案件は指名競争入札（公募型指名競争入札）とする。
- 4 この要綱における「等級区分」とは、告示第5の2に規定された等級区分をいう。

(区内の事業者の入札参加)

第3条 区内の事業者として基準第2条第3項第1号に該当する事業者（以下「区内業者」という。）又は基準第2条第3項第2号に該当する事業者（以下「準区内業者」という。）が参加できる競争入札は、別表のとおりとする。ただし、入札案件の規模、性格等により必要があるときは、等級区分内の順位を指定するものとする。

(入札参加の制限)

第4条 区は、区内業者が施工中の区が発注する予定価格が250万円以上の工事案件（以下、この条において「契約案件」という。ただし、当該年度の年間契約及び政令第167条の2第1項第2号及び第5号に規定する随意契約を除く。）を3件有するときは、競

争入札の参加を認めない。

2 区は、準区内業者が施工中の契約案件を有するときは、競争入札の参加を認めない。

3 前2項における契約案件のうち、道路舗装工事については区の発注する250万円以上の工事案件を5千万円以上の工事案件と、測量及び土木設計については1千万円以上の工事案件と読み替える。

第5条 区は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する区内業者又は準区内業者を競争入札に参加させないことができる。

(1) 政令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当すると認められるもの

(2) 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成20年8月1日 総務部長決定）第3条の規定に基づき指名停止措置を受けているもの

(3) 豊島区暴力団等排除措置要綱（平成21年3月6日 総務部長決定）第3条規定に基づき入札参加排除措置を受けているもの

（区外事業者参加の準用）

第6条 第3条別表に規定する区外業者の参加を認める場合は、第4条第2項及び第5条各号の規定を準用する。この場合において第4条第2項中「準区内業者」とあるのを「区外業者」と、第5条本文中「区内業者又は準区内業者」とあるのを「区外業者」と読み替えるものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、区が発注する建設工事等に係る競争入札に関する必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。ただし、この要綱施行日において、第4条第1項に規定する施工中の契約案件を有する場合は、この要綱施行後に契約した施工中の契約案件とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1. 建築工事

(1) 予定価格は250万円から3億円までとする。

- ① 予定価格1億円以上3億円まで 等級区分A・B
- ② 予定価格3千万円以上1億円未満 等級区分A・B・C
- ③ 予定価格5百万円以上3千万円未満 等級区分B・C・D
- ④ 予定価格250万円以上5百万円未満 等級区分D・E

(2) 区内業者又は準区内業者の入札参加見込数が5社に満たない場合は、区外業者の参加を認める。

(3) 前項の場合において、区内業者の育成を図るため、特に入札参加者を区内業者のみに限定することができる。

2. 一般土木工事・道路舗装工事

(1) 予定価格は250万円から1億円までとする。

- ① 予定価格3千万円以上1億円まで 等級区分A・B・C
- ② 予定価格5百万円以上3千万円未満 等級区分B・C・D
- ③ 予定価格250万円以上5百万円未満 等級区分D・E

(2) 区内業者又は準区内業者の入札参加見込数が5社に満たない場合は、区外業者の参加を認める。

(3) 前項の場合において、区内業者の育成を図るため、特に入札参加者を区内業者のみに限定することができる。

3. 設備工事（電気工事、給排水衛生工事、空調工事）

(1) 予定価格は250万円から1億円までとする。

- ① 予定価格2千万円以上1億円まで 等級区分A・B
- ② 予定価格1千5百万円以上2千万円未満 等級区分A・B・C
- ③ 予定価格5百万円以上1千5百万円未満 等級区分B・C・D
但し、電気工事のみ等級区分Aを含む
- ④ 予定価格250万円以上5百万円未満 等級区分C・D

(2) 区内業者又は準区内業者の入札参加見込数が5社に満たない場合は、区外業者の参加を認める。

(3) 前項の場合において、区内業者の育成を図るため、特に入札参加者を区内業者のみに限定することができる。

4. その他（上記以外の業種）

(1) 案件の規模、性格等により、発注案件ごとに定める。

(2) 区内業者又は準区内業者の入札参加見込数が5社に満たない場合は、区外業者の参加を認める。

(3) 前項の場合において、区内業者の育成を図るため、特に入札参加者を区内業者のみに限定することができる。